

山LP協第104号
令和6年12月16日

LPガス販売事業者 各位

一般社団法人山口県LPガス協会

「山口県LPガス料金上昇負担軽減事業支援金交付申請書」の送付について

山口県が昨年度に引き続き、LPガス料金上昇の影響を受ける生活者や事業者の負担軽減を図る目的で、LPガス使用料金の一部を支援する「山口県LPガス料金上昇負担軽減事業」（以下、「軽減事業」という。）を実施し、当協会が事業の一部を受託し、軽減事業事務局として活動することとなりましたのでお知らせします。

また、この度の軽減事業にご協力・ご参加いただける場合は、別添「様式1」による交付申請を下記によりお願いします。

当事務局は交付申請を受理した後、審査の上、交付決定通知書（様式2）を送付いたします。

なお、値引きの対象は2月検針分となっておりますので、交付決定通知書到着（令和7年1月中）を待って、値引きを開始してください。

加えて、実績報告書等の各種様式は、年内に貴事務所に到着予定です。

記

1 交付申請書を郵送される場合

- (1) 郵送先 〒731-0191 日本郵便株式会社 安佐南郵便局私書箱1号
山口県LPガス料金上昇負担軽減事業 事務局
- (2) 受付開始日 令和7年1月6日

2 電子申請される場合

令和7年1月中旬に開設する当協会ホームページの申請フォームで申請願います。開設日はホームページでお知らせいたします。

○山口県LPガス協会ホームページ：<https://y-lpgas.jp/>

一般社団法人山口県LPガス協会会長 様

申請者	ID番号	
	所在地	〒
	事業所名	
	代表者又は 営業所長等	

山口県LPガス料金上昇負担軽減事業支援金 交付申請書

山口県LPガス料金上昇負担軽減事業支援金の交付を受けたいので、山口県LPガス料金上昇負担軽減事業支援金交付要領（以下、「交付要領」という。）第5条により、下記のとおり支援金の交付を申請します。

なお、交付要領別記1及び2の誓約事項・3の同意事項を遵守できなかった場合は、交付決定後であっても支援金の一部又は全部が受給できなくなることに加え、液化石油ガス法に基づく処分等又は事案の公表の対象や、債権回収、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることに同意のうえ申請いたします。

記

1. 誓約事項、同意事項に関する確認

※内容を確認のうえ、同意する場合、□にチェック☑を入れてください。

別記1 不正な支援金の交付の申請防止に係る誓約事項

内容確認の上、同意します。□

別記2 反社会的勢力排除に係る誓約事項

内容確認の上、同意します。□

別記3 LPガスの販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

内容確認の上、同意します。□

2. 申請担当者

担当者名			
電話番号		ファックス番号	
メールアドレス			

以上

別記1

不正な支援金の交付の申請防止に係る誓約事項

当事業所は、支援金の申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 当事業所は、協会の求めに応じ、適切な LP ガス料金値引きを実施及びその帳票等の提出に協力します。
- (2) 当事業所は、当方の帰責の有無に関わらず、不正な支援金申請に該当する可能性があるとして協会が判断する場合は、その調査が完了するまで当該支援金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当事業所は、上記に該当する他、不正な支援金申請及び受給が発生しないよう、県及び協会の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4) 当事業所は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※1、不適切な行為※2等を行いません。

※1:不正請求について

偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45号)各条文に規定するものをいう。)に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

※2:不適切な行為

- ①支援金相当分をあらかじめ単価に上乘せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
- ②支援対象期間に合わせた値上げを故意に行うこと
- ③価格について、支援金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

反社会的勢力排除正に係る誓約事項

当事業所は、支援金の交付の申請をするに当たって、また、支援事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。)
- (4) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)
- (5) 総会屋等(総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- (7) 特殊知能暴力集団等(暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者)が社会的に避難されるべき関係にあると認められること

別記3

LP ガスの販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

当事業所は、助成事業への応募及び助成金の交付の申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

記

協会は、本助成事業の実施に必要な範囲で、LPガスの販売事業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、協会は、LPガスの販売事業者が提供する情報を事業の終了後5年間保存し、協会の業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、協会及び山口県は、LPガスの販売事業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。